

【相続セミナー】国際税務特集

海外移住時の
日本の税務視聴しやすい/
WEB配信

- ✓ 移住前 居住者の判定方法
- ✓ 移住後 所得税、住民税の取り扱い
- ✓ 移住時 国外転出時課税とは
- ✓ 移住後 相続税、贈与税の取り扱い

海外へ移住をすると所得税をはじめとする日本の税金はどのような扱いになるのでしょうか。海外移住の前後では、特徴的な論点が多く存在し、ケースによっては納税の義務の範囲が変わります。本セミナーは海外移住時の日本の税務について、移住前後でおさえるべきポイントと注意点を詳しく解説します。

視聴可能期間

2024年11月12日(火)11:30
～ 11月18日(月)17:00

講演時間 約30分 参加費 3,000円(税込)

講師

辻・本郷 税理士法人
福岡事務所
シニアコンサルタント

立川 祐子 (たつかわ ゆうこ)



30年にわたり、中小企業や医療法人の設立支援、法人顧問・個人事業主の税務申告に携わる。経営者や資産家、医療関係者の相続税申告から相続対策の相談業務、事業承継など幅広い業務に従事する。『海外資産と相続税』編集委員、相続税コラム、税務トピックス等の執筆活動にも取り組んでいる。

辻・本郷 税理士法人
プライベートウェルスマネジメント部
マネージャー／税理士

平尾 嘉三 (ひらお よしぞう)



相続税を中心に個人税務に16年間携わる。富裕層のクロスボーダー案件を得意とする。専門領域は国際相続、国際税務(個人、法人、Inbound、Outbound)、富裕層の財産承継、英米のトラストとその他のエステートアレンジメントに対する税務分析、外国専門家との業務連携等。



お申込みはこちら



https://form.k3r.jp/ht_tax/241112

お申込み期限

11月8日(金)17:00

お問い合わせ

consuldiv@ht-tax.or.jp
(辻・本郷セミナー)